

四国四県町村長・議長大会 決 議 事 項

令和6年9月

四 国 四 県 町 村 会

四国四県町村議会議長会

宣 言

宣 言

四国には、四国八十八箇所霊場をはじめ、世界に誇れる独自の歴史・文化が根づいている。

また、多島美の瀬戸内海、黒潮躍る太平洋、美しい山々、素晴らしい田園風景など美しく豊かな自然があり、日本のふるさとの原風景が脈々と受け継がれている。

我々町村は、それぞれの地域が持つ豊かな自然、そこに暮らす人々の営み、そこから生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、新たな価値を付加し、魅力ある地方を創生していかなければならない。

しかしながら、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出などにより、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足などで、地域活力は低下の一途を辿っており、特に、中山間地域や離島においては、買い物や移動手段といった生活面での不安も抱え、近い将来、集落の消滅さえ危惧されている。

この非常に困難な状況を打開すべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもと、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々、四国57町村長と議長は、人々がふるさとに誇りを持ち、希望と活力に満ち溢れた地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

決 議

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること
- 1 脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進すること

以上、決議する。

令和 6 年 9 月 24 日

四国四県町村長・議長大会

特 別 決 議

参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、4度の合区による選挙が実施された。

その結果、比例代表に新たに「特定枠」が導入されたものの、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化したままである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

合区に対しては、地方六団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

については、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現することを強く求める。

以上、決議する。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

四国新幹線の整備促進に関する特別決議

全国各地で高速鉄道ネットワークの整備が着々と進む中、四国は全国の中で唯一新幹線の空白地帯となっており、四国地方の発展を図っていくためには、圏域内及び大都市を結ぶ高速交通ネットワークの整備が不可欠である。

2023年の政府の経済財政運営の指針「骨太方針」では、四国新幹線を含め1973年から基本計画路線にとどまっている路線の方向性について調査検討すると明記されており、四国知事会では「四国新幹線の整備は岡山ルート」で賛同し足並みが一致したところである。

北陸新幹線は敦賀まで開業し、その後、京都、新大阪まで、また、北海道新幹線は、2030年度末に札幌まで延伸する計画であるのに対し、四国新幹線は未だ、基本計画のままであり、整備計画への格上げに向けた取組を、さらに強化していく必要がある。

四国に新幹線が整備されれば、四国内における移動時間の大幅短縮のみならず、四国から移動できる範囲が大幅に広がることにより、交流圏と交流人口が拡大し、関西、九州など既存の新幹線ネットワークとの接続による広域交流圏が形成され、今後の我が国の経済成長をけん引する地方の発展を支え、地域活性化と未来に繋がるまちづくりを促進するとともに、さらに2050年のカーボンニュートラル社会の実現のためにも、一日も早い整備が望まれている。

よって、国においては、四国新幹線について早急に整備計画への格上げ及び早期実現に向けた措置を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

大 会 要 望 事 項

大会要望事項

1. 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について・・・・・・・・・・ 1
2. 医療・福祉施策の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について・・・・・・・・ 9
4. 四国地方の交通基盤の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
5. 農林水産業・地域の活力創造について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
6. 脱炭素社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1. 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について

(要 旨)

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、人口減少社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全など諸課題に積極的に取り組んでいる。

また、四国地方では、加速度的に進む少子高齢化や大都市圏への人口流出が地域の活力や経済活動に深刻な影響を与えており、我々、町村においても、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めているところである。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策や脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

よって国においては、地方税財政を充実・強化し、地方創生の取組を強力に推進するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財源の充実について

- (1) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、過疎・辺地・離島等の条件不利地域のあらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。

また、国の施策により新たな行政需要が生じた場合、必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

- (2) 公共施設の除却等に関する地方債の特例措置は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理計画に基づく公共施設等の除却について、経費の90%を地方債で充当できるところであるが、自治体による地域再編整備等が円滑に実施できるよう当該地方債に対して交付税措置等の財政支援を拡充すること。

- (3) ゴルフ場利用税は、所在町村特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。
- (5) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により財政基盤を強化するとともに、過疎地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業の拡大、充実・強化を図ること。
- (6) 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実・強化すること。
- なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。
- (7) ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、端末等の維持更新費用、学習用ソフトウェア等についても財政支援すること。
- (8) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、専門人材や財源の確保が課題となっていることから、人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、町村の人材育成を支援すること。
- また、条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業に要する経費については、財源の乏しい町村の実状や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。
- (9) すべての町村が地域の特性・実情に応じてグリーン社会の実現に取り組めるよう、総合的な交付金・基金等の創設をはじめとする支援策を講じること。
- (10) 今後、市町村事務処理にかかる標準的なシステムへの移行を推進する際には、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。

2 地方創生の推進について

- (1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差 是正など構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定した十分な財源を確保すること。
- (2) 町村が策定した第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。
また、地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充し継続的な交付金とすること。さらに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。
- (3) 昨年、「こども家庭庁」が発足したが、少子化対策は総合的な取り組みが必要であり、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化すること。
また、保育士の人材確保、処遇改善や乳幼児の医療費無料化を国の制度として実施するなど、子育てのしやすい環境を整えること。
- (4) 地方大学や専門学校等は、地域活性化に不可欠であり、地方に若者を留める受け皿となっている。コロナ禍以降においてDXが急激に進むなか、地方から大都市圏への人の流れを変えていくために、地方大学等の魅力を高める取組に対して支援を行うなど、地方における教育機関の機能を強化し、積極的に地方の人材確保を図ること。
- (5) 地方における雇用の創出のため、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、ITベンチャー企業など新しい分野や商品にチャレンジする企業を積極的に支援すること。
- (6) 地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。
また、地域活性化に寄与することが期待される関係人口の拡大に向けて支援の拡充を図ること。

(7) 町村の山間部の集落においては、地上デジタル放送の難視聴地域があり、難視聴解消のための共同受信施設を受益者が自己資金で設置・管理して対応している。今後、施設老朽化等による修繕や更新に伴う費用の増加が見込まれていることから、住民の不安払拭及び負担軽減のためにも、民間事業者によるインターネットを利用した地上波テレビ配信サービスの提供地域拡大の加速化を促進すること。

2. 医療・福祉施策の充実・強化について

(要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない課題となっている。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、更には「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障がい福祉施策等に対する住民ニーズは、高度化、多様化している。

また、介護保険制度については、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる人材の確保・質的向上が喫緊の課題となっている。

こうした中、町村がそうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉・少子化対策を充実・強化するため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

- (2) 市町村が実施している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、未就学児までの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額措置は平成30年度から廃止されたところであるが、本来、医療費助成は国が統一的行うべきものであることから、未就学児までの医療費助成に係る減額措置に限らず直ちに全面的に廃止するとともに、国の制度として子どもの医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

また、子どもの医療費に限らず、重度障がい者やひとり親家庭等の医療費の一

部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

(3) 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。

(4) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方と十分協議すること。

また、事務処理等について引き続き丁寧な説明を行うとともに、実施に支障がないよう万全の措置を講じる他、事務負担の増に伴う人件費及びシステム改修費をはじめとする諸費用等について財政支援を行うこと。

(5) 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取組を更に推進すること。

(6) 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。

(7) 障がい者福祉施策については、サービス確保の観点から、市町村が行う障がい児・者の福祉サービスを実施するために必要な相談支援事業所の運営費補助制度を創設するなど、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、相談支援員の確立に向けた持続可能な制度を目指すこと。

(8) 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。

また、評価指標による保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公開されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限考慮すること。

(9) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、介護保険料の財政措置を増やすこと。

(10) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国保税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。

(11) 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国統一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、その際の市町村国保に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。

また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。

(12) 国保制度改革に伴う県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

(13) 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。

(14) 介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保により介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

また、中山間地域等の条件不利地域においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。

(15) 今後の地域医療構想調整会議では、国が関与することなく開催され、地域医療における医療提供体制を確保するという観点から、地域住民の命と健康をどう守り続けていくかということをメインテーマに議論すること。

その際には地域住民、医療関係者、自治体関係者などの声を真摯に受け止めて、必要な病床を確保するという観点で議論を進めること。

- (16) 児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- (17) 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。特に、産前・産後うつをはじめとするハイリスク群は産科施設の多職種による早期の適切な支援により予防効果があることから、精神科あるいは心療内科と円滑に連携可能となるようなシステムを構築すること。
- (18) 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を利用する場合にはグループホームの住所地に住民登録を行うことになっているが、グループホーム所在地の市町村以外から入所した場合、所在地の市町村の財政負担が大きくなり、また、住民が施設に住民登録をしないまま入所するケースが出るなど、介護保険サービスと行政サービスのずれが生じることからグループホームは特定地域密着型介護サービスとして、介護保険制度における「住所地特例」として追加し、「住所地特例」の適応範囲を拡大すること。
- (19) 風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。

3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について

(要 旨)

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、本年1月に発生した令和6年能登半島地震、8月に発生し南海トラフ地震臨時情報が初めて発表された日向灘を震源とする地震や、近年頻発化する豪雨災害等により、全国各地で甚大な被害が相次いでいる。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることが、我々に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

これらの課題に着実に対応できるよう、我々は地域住民とともに、これまでの地域の防災対策を見直す中で、想定を超えた事態にも対応できるよう、地域における支え合いの仕組みなどを早期に構築し、真に災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

よって、国においては、四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進する必要があることから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) いつ、どこで地震・津波が発生するのか予測不可能であることから、地震や津波を即時に検知できるよう南海トラフ全体での観測体制を構築し、四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。
- (3) 南海トラフ地震対策のうち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (4) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。

- (5) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (6) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財政支援措置を講じること。
- (7) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、農業用ため池における防災工事の推進、上下水道施設の耐震化の促進、地震・津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難タワー、緊急輸送路確保のための道路の整備、橋梁の耐震化、法面の防災対策、防災拠点となる都市公園の施設整備、港湾・漁港の整備や土砂災害からの保全、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な予算を確保するとともに、国費率の嵩上げを行うこと。
また、中山間地域における孤立防止対策など震災対策を推進すること。
- (8) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、津波浸水想定区域外への災害支援拠点を整備する制度を創設すること。
- (9) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ耐震改修と併せて行うリフォームや感震ブレーカーの設置等、火災予防対策も補助的に追加すること。
- (10) 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体を実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政的支援の実施、事前避難における災害救助法の適用の拡充などの措置等の充実・強化を図り、「防災対策」の実行性を確保する体制づくりを行うこと。

2 防災・減災対策の推進について

- (1) 国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、国土強靱化基本法に基づく「実施中期計画」を踏まえ、対策期間の終了後についても、市町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

- (2) 「緊急浚渫推進事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性のない公営住宅等の建替えに係る一般財源相当額について「緊急防災・減災事業」の対象にするなど、財政支援の更なる拡充を行うとともに、事業期間の延長を図ること。

- (3) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性がある箇所の調査を進めるとともに、土砂災害発生時における安全避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。

- (4) 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険個所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

- (5) 氾濫や越波などの水害及び土砂災害の未然防止や軽減、また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を推進すること。

- (6) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政支援措置を講じること。

- (7) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。

- (8) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため、所有者不明土地などについては、用地取得によらず、地方自治体において例

えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。

(9) 被災者の安否確認や、負傷者等の救命、更には医療活動の状況の把握・共有が図られるような携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築など、情報通信手段の確保や、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れや配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること。

(10) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための、さまざまな人的・財政的支援を拡充すること。

(11) 上下水道・簡易水道・下水道事業を将来的にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。とりわけ、災害発生時でも水道水の安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。

また、広域的な連携強化体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援を強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

(12) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。

(13) 土砂災害警戒区域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域から、土砂災害警戒区域への指定変更を可能とする安全対策のための交付金などの支援措置を創設すること。

(14) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性の無い公営住宅等の建替え等に係る一般財源相当額について、緊急防災・減災事業債の対象にする等、財政支援の更なる拡充を行うこと。

(15) 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援措置を創設すること。

- (16) 感染防止のため多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

4. 四国地方の交通基盤の整備促進について

(要 旨)

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高速交通ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進するとともに、災害時に緊急輸送道路の確保の面からも、極めて重要かつ根幹的な交通基盤である。

将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するため、そして、平時の救急医療をはじめ、昨今の頻発する自然災害等への備えなど住民が安全で安心な生活を営んでいくために、今まさに、その早急な整備が求められている。

さらに、現在、国において進められている「地方創生回廊」構想を実現するためには、高速道路網等の整備とあわせて、全国で唯一の新幹線空白地域である四国地方に、新幹線が整備されることは必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

(1) 四国地方の活性化や自立的発展に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、ミッシングリンクの解消及び現在暫定2車線となっている区間の4車線化を含め、一日も早い整備を図ること。

(2) 道路整備の遅れた国道・県道・市町村道・生活道については地域の実情を認識し、経済性や効率性のみを優先することなく、地域の孤立化を防ぎ、救助・救護活動の支援や緊急物資の輸送などにおいて、地方が必要としている道路に対して十分な予算を確保し、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。

また、道路の老朽化について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。

(3) 地域公共交通網の維持・確保及び充実のため、十分な財源措置を講じるとともに経営基盤が脆弱な交通事業者に対して、経営の安定化が図られるよう必要

な支援の拡充や仕組みの再構築を図り、地域が戦略的に公共交通活性化に向けた取組に対する支援制度を創設すること。

（４）四国新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査に取り組むこと。

（５）経営基盤が脆弱なＪＲ四国や第三セクター鉄道に対して、将来にわたる路線の維持・確保に向け、経営の安定化が図られるよう、必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。

5. 農林水産業・地域の活力創造について

(要 旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料の供給や国土の保全等の役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップ等新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域が多い四国地方においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩や、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

さらに、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面している。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域では、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じて米づくりを推進すること。

(2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、貿易自由

化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。

- (3) 新たな食料・農業・農村基本法に基づく次期基本計画の見直しにあたっては、「産業政策」と「地域政策」が「車の両輪」であることを堅持し、「地域政策の総合化」の視点から、農村政策の一層の充実を支えるような改正を行うこと。

また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について 協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

- (4) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、「新規就農者育成総合対策」については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

- (5) C L T等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長対策交付金」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

- (6) 「森林・林業基本計画」の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

- (7) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。

- (8) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに新たな事業者が参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。

- (9) 「森林・林業基本計画」を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な

運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。

また、市町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。

- (10) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての森林吸収量 2.0%（2013 年総排出量比）を確保するとともに、豊富な人工林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。

- (11) 2050 年カーボンニュートラルに寄与する林業・木材産業のグリーン成長を実現し、山村の活性化を図るため、「森林・林業基本計画」に基づいた各施策を着実に推進し、十分な支援を行うこと。

また、人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。

- (12) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共の建築物はもとより一般の住宅を含めた建築全般の木材利用を促進すること。

また、今後も木材の安定した取引が続くよう支援するとともに、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めるためにも、若い人達が地域にとどまれるよう、夢と希望を持って働ける仕事場の整備と担い手確保のための財政的な支援をすること。

- (13) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。

また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援を実施すること。

- (14) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的根拠に基づく資源管理措置の強化・見直しを提案し、資源の持続的利用が図られるよう、関係国に対し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

なお、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。

- (2) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給率の維持・向上を図ること。

- (3) 「日本型直接支払制度」の事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (4) 「多面的機能支払交付金」については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保すること。

- (5) 鳥獣被害対策については、市町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、「鳥獣被害防止対策交付金」については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、市町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう、財政支援措置を拡充すること。

また、「農業農村整備事業」による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。

- (7) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。
- (8) 農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落、ロシア・ウクライナ情勢による化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等の高騰により収入減となっていることから、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続・強化すること。

6. 脱炭素社会の実現に向けて

(要 旨)

近年は、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、地球温暖化の進展に伴う気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

2015 年に開かれた第 21 回締約国会議（C O P 21）で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。

さらに 2023 年に開催された第 28 回締約国会議（C O P 28）では、最終合意文書「U A E コンセンサス」が全会一致で採択され、2050 年までのネットゼロを達成するために、エネルギーシステムにおける化石燃料からの脱却の加速について言及された。

わが国においては、2030 年の温室効果ガス 46%減並びに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、脱炭素に向けた動きが加速化している。

そのような中、多くの市町村においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われ、各地域で温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められている。

ついては、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進め、持続可能な社会を未来の世代へ引き継いでいくため、国において、次の事項について格別の措置を講ぜられるよう要望する。

記

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的・安定的に確保すること。
- (2) 「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標は、国・県・市町村の連携はもとより、事業者や国民が一丸となって取り組まなければ達成できない難しい課題であるため、広く国民に対して、脱炭素の意識を醸成する情報発信、啓発を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー行動を意識したライフスタイル、ワークスタイルへの転換を促進する施策を行うこと。
- (3) 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、豊富な天然資源を有する農山漁

村では再生可能エネルギーの導入を促進し、需要地に届けるための系統を増強していくことが必要であることから、送電網整備のマスタープラン策定にあたっては、再生エネルギー導入ポテンシャルが高い地域の基幹系統の増強を優先的に行うこと。

また、ローカル系統の増強にあたっては、送配電事業者と発電事業者が費用を負担することになっているが、基幹系統の増強の際に活用予定の「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を、ローカル系統の増強にも活用するなど、より系統の増強が促進されるような施策を早期に講じること。

更には、基幹系統・ローカル系統の増強には一定の期間を要することから、それまでの間については、早期に、ノンファーム型接続の物理的な系統接続が行えるようにすること。

- (4) 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用や排出ガスの抑制という点で、公共交通機関の利用促進も重要な施策と考えられるため、交通インフラの更新なども含め、地域交通機関の運行支援対策を講じること。

- (5) ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー資源の深刻な供給不足が懸念される。資源に乏しいわが国は、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が 80%以上を占めており、そのほとんどが海外への依存であり、現在、エネルギー自給率は 10%を下回っている。

エネルギー安定供給の観点からも、この改善を図っていくことが急務となるが、再生可能エネルギーの活用推進、省エネルギーの推進、脱化石燃料など脱炭素の取組を推進することにより、エネルギー自給率の改善を図り、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

共同アピール

「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400 kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の三者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西暦815年から、1,200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても普遍的価値のあるもので、文化財への関心や保護の意識を高め、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、四国遍路世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組を進めており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出したところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産候補暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

